

質 問 回 答

2021年6月24日

「(案件名)アフリカ地域デジタルサービスへのアクセス改善を通じた女性起業家支援にかかる情報収集・確認調査」
(公示日:年6月9日/調達管理番号:21a00234)について、質問と回答は以下のとおりです。

通 番 号	当該頁項目	質問	回答
1	調査全体について	本調査を通じて、貴機構として、今後どのような案件形成をされたいという仮説はありますか(円借款、技術協力、民間連携など)。	本調査結果を踏まえて検討したいと考えていますが、案件形成のスキームありきではなく、女性起業家が抱える課題とそれに対する支援サービスのギャップが分析され、当機構による支援策に限定されず、他の開発パートナーと連携した取り組みの提案も期待しています。
2	企画競争説明書 P.5 第2章 企画競争の手続き 7 プロポーザル等の提出 (6)見積書	デジタル金融エコシステム構築、金融包摂など専門性の高い領域において専門性の高い業務従事者が必要なことを鑑み、また新型コロナウイルスで状況が変化するなかで、複数国を対象とした調査を円滑に実施可能な組織としてのグローバルなバックアップ体制が求められるため、基準額を超える直接人件費月額単価(特号超)が妥当であるという理由があればご承認いただけますでしょうか。	本業務では、「特号超」を設定することは想定していません。
3	企画競争説明書 P.11 第2章 企画競争の手続き 2 プロポーザル作成上の条件 (2)外国籍人材の活用	本業務における現在のコロナ禍での特殊な状況下での調査であることを鑑み、現地調査では外国籍人材の作業工数が大きくなることが予想されます。右記載の目途(当該業務全体の業務従事人月の2分	「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に記載のとおり、プロポーザル作成時点で予め、外国籍人材活用の上限目途を超える可能性がある場合は、その理由や必要性等をプロポ

		の1及び業務従事者数の2分の1)を超える外国籍人材の活用についても柔軟に提案を認めていただくことをご検討いただけますでしょうか。	ーザルに記載してください。
4	企画競争説明書 P.5 第2章 企画競争の手続き 7 プロポーザル等の提出 (6)見積書	現在実施中のコンサルタント等契約における現地渡航再開に当たっての経費の取り扱いでは、PCR検査費用等のコロナ対策関連費用は、別途安全対策経費に計上することが認められていると理解しておりますが、本件でも同様に別見積の安全対策経費の中に計上してよろしいでしょうか。	現時点で明確に見積りができる場合は別見積りにて計上ください。なお、契約締結時点で、契約金額に計上しない場合も、契約締結後に当機構と受注企業間で協議を行った上で、打合簿又は契約変更を通じた対応も可能です。
5	企画競争説明書 P.5 第3章 企画競争の手続き 7 プロポーザル等の提出 (6)見積書	旅費（航空賃及びその他）、一般業務費（車両関連費）が定額となっています。旅費には、日当・宿泊費、内国旅費もすべて含んだものという理解でよろしいでしょうか。また、国によっては（また、調査対象によっては）通訳の費用が必要になる可能性が高いと思いますが、通訳の費用は一般業務費の定額の中に含まれるのでしょうか。それとも、別途積算が必要でしょうか。	直接経費として計上が認められている旅費の内容については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS 方式対応版)」をご確認ください。 通訳が必要な場合、同ガイドラインに基づき、備上の形態に応じ、一般業務費または通訳備上費にて別途積算のうえ、本見積りに計上ください。
6	企画競争説明書 P.15 第3章 特記仕様書案 第4条 調査実施の留意事項 (1)調査対象国	調査対象国の中でウガンダは第一次調査(国内調査)のみとした理由はなぜでしょうか。	関係部署の事情により、現地業務実施時の受入が困難なため、国内調査のみとしました。
7	企画競争説明書 P.16、P.17 第3章 特記仕様書案 第4条 調査実施の留意事項 (4)相手国関係機関とのアポイントメント	p.17 に国内調査でもインタビューを実施すると記載されていますが、その場合でも、p.16 の(4)相手国関係機関とのアポイントメントのルールが適用されるという理解でよろしいでしょうか。初回のアポイントメント取り付けの協力も頂けるという理解でよろしいで	企画競争説明書に記載のとおり、原則コンサルタントがアポイントメントの取り付けを行う前提ですが、必要に応じ円滑な調査実施のための協力を行います。

		しょうか。	
8	企画競争説明書 P.18 第3章 特記仕様書案 第5条 調査の内容	一次調査の目的は国内調査で実施した課題の特定であり、二次調査の目的はその課題について具体的な対策を掘り下げていく、と理解してよろしいでしょうか。(一次調査において、大きな課題となるものや貴機構が最も貢献できそうな領域を特定した上で、それを二次調査で掘り下げるという理解でよろしいでしょうか。)	特記仕様書案の第5条で、調査名称が混在していますが、国内調査＝第一次調査であり、現地調査＝第二次調査です。 したがって、国内調査(第一次調査)では特記仕様書案のとおり、課題の体系化と解決策の検討まで行い、更に追加的な情報収集や新規案件の形成に向けた情報収集を行うため、現地調査(第二次調査)を行うことを想定しています。 なお、現地調査(第二次調査)対象外の国においても、女性起業家支援策の検討まで想定しています。
9	企画競争説明書 P.18 第3章 特記仕様書案 第5条 調査の内容	想定スケジュールとして、(1)国内調査(2021年8～9月)、(2)現地調査(2021年10月～11月)、(3)国内業務(2021年12月～2022年1月)といった形で2カ月ずつに区切っていますが、例えば、(1)～(3)の期間をそれぞれ、3カ月/2カ月/1カ月のように調整することは許容されるでしょうか。 ※ 仮に上記のように、(1)国内調査の期間を長くとした場合、インテリムレポート提出時期が後ろ倒しになると想定されますが、同提出時期の調整可否も含めて、ご教示頂ければ幸いです。	「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に記載のとおり、企画競争説明書の内容と異なる内容の提案は認めます。その場合、提案内容と併せてその優位性/メリット及び費用/コストについての説明を必ず記述してください。 しかしながら、企画競争説明書第4章に記載している業務工程のとおり、2022年2月までに業務を完了することが必要です。

10	<p>企画競争説明書 P.18 第3章 特記仕様書案 第5条 調査の内容 (1)国内調査</p>	<p>(1)国内調査の一部(※)を、外部調査会社に再委託した上で起業家向けに広くアンケート調査を実施する事は可能でしょうか。</p> <p>※ 上記、外部調査会社を活用したアンケート調査は、(1)国内調査の期間中に実施するデスクトップ調査やインタビューでは定量情報として収集が難しいと想定される調査をカバーする目的で経費扱いにて実施するものです。</p> <p>上記が「可能」の場合、アンケート調査に係る設計や取纏め業務は、(1)国内調査の期間中に実施する想定ですが、位置づけとして(2)現地調査をカバーする領域もある為、(1)国内調査の期間中に現地工数を費消することも可能でしょうか。</p>	<p>「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」記載のとおり、当機構のコンサルタント等契約については、主に海外で実施する業務を対象としていることから、原則として国内における再委託契約を想定していません。例外的に日本国内における再委託契約を認める必要性を例外的に検討する場合は、相当程度高度な分析・解析等を必要とする等、提案内容と併せて優位性等についての説明を必ず記述してください。</p> <p>業務従事实績は、業務対象国における業務従事を現地業務として、本邦や第三国内における業務従事を国内業務として、それぞれ判断します。それぞれ従事日数は「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS方式対応版)」に基づき、業務人月に換算して従事实績を判断します。なお、現地業務と国内業務の人月の振替は仕様書で規定されている業務内容や業務計画に変更がない限り、受注者の裁量で可能です。</p>
11	<p>企画競争説明書 P.18 第3章 特記仕様書案 第5条 調査の内容 (1)国内調査 1)関連資料・情報の収集・分析 イ)女性起業家に係る課題</p>	<p>明示されている各詳細把握は対象6か国全てを対象とする想定で間違いはないでしょうか。念のための確認となります。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
12	<p>企画競争説明書 P.18 第3章 特記仕様書案 第5条 調査の内容</p>	<p>対象国及び調査ターゲット層の選定について、選定の基準などはありますでしょうか。</p>	<p>特記仕様書案に記載のとおり、現時点では、特段の選定基準はなく、国内調査(第一次現地調査)の結果を踏まえて検討する予定です。</p>

	(1)国内調査 2)現地調査対象国及び調査ターゲット層の選定		
13	企画競争説明書 P.18 第3章 特記仕様書案 第5条 調査の内容 (2)現地調査	「調査期間は各国あたり最大 14 日間を想定」と記載されていますが、対象国到着から現地出発までの期間が 14 日間との理解でよろしいでしょうか。	「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS 方式対応版)」に記載のとおり、現地業務においては拘束日で業務人月を算定しますので、本邦等居住国出発日から居住国到着日の間が現地業務期間となります。
14	企画競争説明書 P.18 第3章 特記仕様書案 第5条 調査の内容 (2)現地調査	現地調査の調査期間は、各国あたり最大 14 日間を想定とあります。しかし、現在、COVID-19 の関係で移動が制限され、現地の人々がリモートワークをしていて地方に在住しているなど、現地調査がスムーズに進まないことが多発しています。提案者が最大 14 日間では不十分と考えた場合に、調査期間を長めにした提案というのもあり得ますでしょうか。	プロポーザル作成時点では、現地業務実施上の制約は想定せず、渡航段階で改めて対応の要否を柔軟に検討する予定です。 既述のとおり、企画競争説明書の内容と異なる内容の提案は認めますが、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に記載のとおり、企画競争説明書に示された業務量の目途と著しく異なる場合には、その考え方を具体的に記述の上、そのメリット及びコストについて説明してください。
15	企画競争説明書 P.18 第3章 特記仕様書案 第5条 調査の内容 (2)現地調査 2)女性起業家へのヒアリング	「現地で活動する女性起業家を居住エリア（都市部、農村部）、教育レベル、職業経験、起業のステージ等に分け、にジェンダー格差の視点を踏まえ」は誤字だと思いますが、正しくはどのような表現だったでしょうか。	正しくは「現地で活動する女性起業家を居住エリア(都市部、農村部)、教育レベル、職業経験、起業のステージ等に分け、ジェンダー格差の視点を踏まえ」です。失礼いたしました。
16	企画競争説明書 P.18 第3章 特記仕様書案 第5条 調査の内容	支援策を検討するのは現地調査対象の国のみを想定されていますでしょうか。それとも対象 6 カ国全てでしょうか。	企画競争説明書記載のとおり、支援策の検討は対象6か国すべてを想定しています。

	(3)国内作業 2021 年 12 月～ 2022 年 1 月 1) 女性起業家支援策の検討		
17	企画競争説明書 P.19 第 3 章 特記仕様書案 第 6 条 報告書等 (4)ファイナルレポート	ファイナルレポートは仏語版が必要になる可能性もあるということですが、見積もりに翻訳費用を積んでもよろしいでしょうか。	翻訳経費が必要な場合、報告書作成費に計上してください。

以 上